



令和元年度八重瀬町職員採用候補者試験案内

申込受付期間

令和元年8月1日(木)～令和元年8月14日(水)

午前9:00～午後5:00 (但し、土・日は除く。)

第1次試験日時

令和元年9月22日(日)

試験場所

八重瀬町役場

問合せ：八重瀬町役場 総務課（庁舎2階）

〒901-0492 八重瀬町字東風平1188番地

電話 098-998-2200

1. 試験区分・受験資格

※受験資格は、それぞれの試験区分について各項目すべてに該当する必要があります。

試験区分		採用予定人数	受験資格
行政職	上級	若干名	ア 平成2年4月2日以後出生し、かつ、活字印刷文による出題に対応できる者 イ 学校教育法に基づく4年制大学、若しくはこれと同等と認められる学校を卒業又は令和2年3月31日までに卒業見込みの者、又はこれと同等以上の学力があると認められる者（※注1） ※ イの該当者は、「中級行政職」及び「初級行政職」は受験できません。
	中級		ア 平成4年4月2日以後出生し、かつ、活字印刷文による出題に対応できる者 イ 学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校を卒業した者、若しくは令和2年3月31日までに卒業見込みの者（4年制大学を卒業した者を除く）又はこれと同等の資格があると認められる者（※注2） ※ イの該当者は、「上級行政職」及び「初級行政職」は受験できません。
	初級		ア 平成6年4月2日以後出生し、かつ、活字印刷文による出題に対応できる者 イ 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者、又は令和2年3月31日までに卒業見込みの者（4年制大学又は、短期大学等を卒業した者を除く） ※ イの該当者は、「上級行政職」及び「中級行政職」は受験できません。

※ 受験申込みは、上記のうち一試験区分に限ります。

（注1）「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学できる者又は、大学院への入学資格のある者で、外国において4年制大学を卒業した者などがこれにあたります。

（注2）「同等の資格があると認められる者」とは、昭和59年人事院公示6号（人事院の認定に係る受験資格）第1項によるもの等で、次の者を含みます。

- ① 学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上で、かつ1,600時間以上の授業の履修を義務づけている課程を卒業した者、又は令和2年3月31日までに卒業見込みの者
- ② 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発大学科及び短期大学校を卒業した者又は令和2年3月31日卒業見込みの者。

（1）大学（短期大学を含む）在学中の者の試験区分については次のとおりです。

試験区分		在学年次		
		1年次	2年次	3年次
大学		初級行政職	初級行政職	中級行政職
短大	3年制	初級行政職	初級行政職	
	2年制	初級行政職		

※大学中退者の区分については、大学に2年以上在籍し、62単位以上の単位取得者は「中級行政職」となります。

（2）次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条に該当するもの
 - ア 成年被後見人及び被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 八重瀬町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 試験の方法及び内容

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第1次試験の合格者について第2次試験を実施します。第2次試験は適正検査、小論文及び口述試験とし試験日時を2回に分けて実施します。

	日時	職種（試験区分）	試験内容
第1次試験	令和元年 9月22日（日）	上級行政職	教養試験 専門試験
		中級行政職 初級行政職	教養試験
第2次試験 （その1）	令和元年 10月下旬	上級行政職 中級行政職 初級行政職	適正検査 小論文
第2次試験 （その2）	令和元年 11月下旬	上級行政職 中級行政職 初級行政職	口述試験

（1）第1次試験の日時・場所

第1次試験	日 時	令和元年9月22日（日）試験開始：10:00(受付時間9:00～9:30)
	会 場	八重瀬町役場 会議室
	職 種	試験時間
	上 級 行 政 職	① 受付時間 9:00～9:30 ② 試験説明 9:45～9:55 ③ 教養試験 10:00～12:00 (12:00～13:00 昼食時間) ④ 試験説明 13:00～13:10 ⑤ 専門試験 13:10～15:10
	中 級 行 政 職 初 級 行 政 職	① 受付時間 9:00～9:30 ② 試験説明 9:45～9:55 ③ 教養試験 10:00～12:00

（2）第1次試験の科目及び内容

試験区分	科 目	試 験 内 容
上 級 行 政 職 中 級 行 政 職 初 級 行 政 職	教養試験 (択一式) 120分	時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する一般知能
上 級 行 政 職	専門試験 (択一式) 120分	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策及び国際関係

注意（台風等自然災害時の対応）

第1次試験当日、台風が襲来し午前8時00現在、暴風警報が発令されている場合または暴風警報が発令される見込みの場合は、原則延期とします。延期の場合には第1次試験の実施日を令和元年10月20日（日）とします。この場合、第2次試験の日程も変更されます。

なお、台風による試験延期の場合には、ホームページへ掲載いたしますので情報をご確認ください。（追加申込は行わない。）

（3）1次試験の採用試験案内及び申込書の請求方法

直接受け取る方法	採用試験案内及び申込書は、令和元年8月1日（木）から八重瀬町役場総務課（庁舎2階）にて交付します。（8：30～17:15）
郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、封筒表側に「受験申込書請求」と朱書きし、郵便番号、住所、氏名（本人）を明記し140円切手を貼った返信用封筒（角形2号封筒 [33cm×24cm程度]）を必ず同封のうえ、下記あて先まで請求して下さい。 〒901-0492 八重瀬町字東風平 1188 番地 八重瀬町役場 総務課 郵送による請求は、8月7日必着分まで受付、郵送いたします。このために生じた申し込みの遅延等については、責任を負いませんので受験手続きには十分注意して下さい。

（4）試験申し込み及び受付期間

申込方法	【直接持参する場合】 試験申込書及び受験票用紙（官製はがき）に必要事項を記入し、62円切手・写真（申し込み前3ヶ月以内に撮影した写真 縦4cm・横3cm）を貼り付けて、八重瀬町役場総務課へ提出してください。
	【郵送する場合】 郵送で申し込む場合は、封筒表側に「受験申込」と朱書きし、試験申込書及び受験票用紙（官製はがき）に必要事項を記入し、62円切手・写真（申し込み前3ヶ月以内に撮影した写真縦4cm・横3cm）を貼り付けて、下記あて先まで書留郵便で郵送してください。 申込受付票（本人控え）のみ切り離して後日送付される受験票が届くまで保管して下さい。 〒901-0492 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平 1188 番地 八重瀬町役場総務課
受付期間	令和元年8月1日（木）から8月14日（水）までの午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日は受け付けません。 *郵送の場合は、8月14日（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。 ※試験申し込み及び受験票の記載事項に不備がある場合には、お返しすることもあります。このために生じた申し込みの遅延等については、責任を負いませんので受験手続きには十分注意して下さい。
受験票の発行	申込手続きした方については、受付後、受験票用紙（官製はがき）を返信します。 受験票がないと受験できませんので必ずお持ち下さい。 令和元年9月1日（日）までに「受験票」が本人に届かない時は総務課へご連絡下さい。（電話番号098-998-2200）

3. 第2次試験（その1）

第2次試験の日時・場所（※1次試験合格者のみ文書で通知）

令和元年10月下旬を予定 ※詳細については、第1次試験合格発表時にお知らせいたします。		
場所：八重瀬町役場庁舎		
試験区分	試験科目	試験内容
上級行政職 中級行政職 初級行政職 の1次試験合格者	職場適応性検査	職務及び職場への適応性を把握するための検査を行います。
	論文試験	文章による表現力、課題に対する構想力などについての筆記試験を行います。

4. 第2次試験（その2）

(1) 第2次試験の日時・場所（※1次試験合格者のみ文書で通知）

令和元年11月下旬を予定 ※詳細については、第1次試験合格発表時にお知らせいたします。		
場所：八重瀬町役場庁舎		
試験区分	試験科目	試験内容
上級行政職 中級行政職 初級行政職 の1次試験合格者	口述試験	個別面接試験を行います。

(2) 第2次試験（その2）に必要な書類の提出（2次試験日）

詳細については、第1次試験合格発表時にお知らせいたします。

5. 合格者の発表

	日時	方法
第一次試験	令和元年10月9日(水) 午後3時(予定)	八重瀬町役場玄関横掲示板及びホームページにて合格者の受験番号を掲示します。 なお、合格者には別途書面により通知します。 (電話での確認には応じられません)
第二次試験	令和元年12月中旬予定	

6. 職務内容

行政職は町長事務部局、議会事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局等において各々の業務に従事します。

7. 採用の決定及び給与等

- (1) 最終合格者の数は、年間の採用予定数に採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、採用数を上回る合格者となり、合格しても採用にならない場合があります。
- (2) 卒業見込み及び資格取得見込みの者で、令和2年3月31日までに卒業できない者は採用される資格を失います。
- (3) 採用者は地方公務員法第22条による条件付採用となり、その職において6月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したとき正式採用となります。
- (4) 初任給は、町の関係例規の定めるところにより学歴別に決定され、職務経験等のある者は、初任給に一定の基準で加算されます。
- (5) 勤務時間は、原則として、午前8時30分から午後5時15分(1日当たり7時間45分)、月曜日から金曜日までです。
- (6) 休暇は、年次有給休暇、病気休暇、介護休暇及び特別休暇等があります。年次有給休暇は、1年に20日です。

8. 成績開示

職員採用試験の結果については、八重瀬町個人情報保護条例第14条の規定により、口頭で開示を請求することができます。

受験者本人が、受験票又は本人であることが確認できる書類等(運転免許証、マイナンバーカード等)を持参し、午前9時～午後5時までに、申し込んでください。なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。また、電話・手紙等による申込みはできません。

対象者	開示内容	開示期間	申込場所
第1次試験不合格者	受験生本人の第1次試験の 得点及び順位	それぞれの試験の合格発表の 日から1ヶ月間	八重瀬町役場 (庁舎2階) 総務課
第2次試験不合格者	受験生本人の第2次試験の 得点及び順位		

9. その他

- (1) 受験票は必ず持参して下さい。
- (2) 第1次試験の問題の教養試験、専門試験のうち、解答用紙にHBの鉛筆を使用してマークさせる方式(マークシート方式)ですので試験当日はHBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参して下さい。
- (3) 試験時間中、スマートフォン、携帯電話、PHS等の電子通信機器の使用は禁止します。必ず電源を切して下さい。(時計機能としての使用も禁止します。)
- (4) 試験会場では試験官の指示に従って行動して下さい。

【試験会場】 八重瀬町役場

